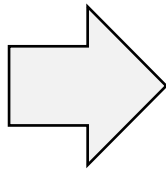


横浜市産後母子ケア事業の 予約方法がもっと便利に

10月1日から予約方法が変更となります

電話

予約システム
（テオテ産後ケア）



テオテ産後ケアでできること

- ✓ 24時間いつでも予約
- ✓ 施設の空き状況確認
- ✓ 利用履歴の確認
- ✓ 相談・支援の内容を利用施設間で共有し、継続支援をサポート

これまで産後母子ケアを利用されていた方も、
テオテ産後ケアのアカウント登録と
市への申請手続きが必要です 

申請期間

8/13
～ 8/31

申請はこちらから！



10/1以降もスムーズに利用いただくため、
申請期間内のお手続きをお願いします。

Q：パマトコですでに申請し、利用承認通知書が届いていますが、テオテ産後ケアの申請が改めて必要ですか。

A：テオテ産後ケアで予約を行うため、新たに申請・承認（※）が必要になります。

※テオテ産後ケアに申請し、新たに承認されても、既に承認されている利用回数が増えるわけではありません。

Q：予約方法がテオテ産後ケアに変わるということですが、電話予約は一切できなくなりますか。

A：9月30日までは60日先まで電話予約（※）することが可能ですが、10月1日からは、原則テオテ産後ケアからの予約となります。特段の事情により、テオテ産後ケアの利用が困難な場合は、お問い合わせ先までご相談ください。

※（例）9月30日に電話予約する場合11月29日の利用日まで予約可能

Q：8月31日までに予約システムのアカウント登録・申請をしないとテオテ産後ケアの利用はできませんか。

A：8月31日までにご申請いただけない場合でも、その後にテオテ産後ケアを申請いただくことは可能です。ただし、市の承認までに時間を要するため、10月1日までにテオテ産後ケアの利用を開始できない場合があります。10月1日以降もご利用を希望される場合は、申請期間（8月13日～8月31日）に申請をお願いします。

横浜市産後母子ケア事業について

横浜市産後母子ケア事業に関すること、新たな予約システムに関することは、右記のページから御確認ください。



お 問 い 合 わ せ

横浜市こども青少年局地域子育て支援課産後母子ケア事業担当

電話：045-671-2455

FAX：045-550-3946

メール：kd-boshicare@city.yokohama.lg.jp